

○姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する規則

平成26年3月28日

規則第39号

改正 平成27年3月24日規則第20号

平成29年3月28日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例（平成26年姫路市条例第2号。以下「条例」という。）第6条に規定する職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(利害関係者)

第3条 この規則において、「利害関係者」とは、職員の職務に利害関係を有する者であって、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。ただし、市長、副市長及び職員並びに職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者及び職員の裁量の余地が少ない職務に関する者を除く。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号又は姫路市行政手続条例（平成9年姫路市条例第2号）第2条第4号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っているもの、当該許認可等の申請をしているもの及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかであるもの
- (2) 補助金等（姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。以下この号において同じ。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っているもの、当該補助金等の交付の申請をしているもの及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかであるもの
- (3) 立入検査又は監査（法令（姫路市行政手続条例第2条第1号に規定する条例等を含む。）の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受けるもの
- (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号又は姫路市行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべきもの

(5) 行政指導（姫路市行政手続条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められているもの

(6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結しているもの及び当該契約に関し、その相手方となる可能性があることが明らかであるもの

2 利害関係者の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、利害関係者とみなす。

3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合には、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

（利害関係者との間における遵守事項）

第4条 職員は、利害関係者との間において、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 金銭、物品又は不動産の贈与（社会通念上相当と認められる程度の香料、供花その他これらに類するものとしてされるものを除く。）を受けないこと。

(2) 金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けないこと。

(3) 無償で物品又は不動産の貸付けを受けないこと。

(4) 自己の債務について弁済、担保の提供又は保証（業として行われる保証にあつては、その対価が著しく低いものに限る。）をさせないこと。

(5) 未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けないこと。

(6) 無償で役務の提供を受けないこと。

(7) 供応接待を受けないこと。

(8) 遊技、ゴルフ又は旅行を共にしないこと。

(9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせないこと。

2 職員は、その職務上の必要性に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと思料する場合に限り、前項の規定にかかわらず、同項第6号から第8号までに掲げる行為（遊技を共にすることを除く。）をすることができる。

3 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。）がある者で、利害関係者に該当するものとの間においては、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や

不信を招くおそれがないと思料する場合に限り、第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

- 4 第1項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）

第5条 職員は、前条の規定に違反する他の職員の行為によって当該他の職員（同条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

- 2 職員は、任命権者、倫理監督者その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員が条例若しくはこの規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

- 3 職員を管理し、又は監督する地位にある職員は、その管理し、又は監督する職員が条例若しくはこの規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

（倫理監督者）

第6条 条例第7条に定める倫理監督者は、任命権者が指名する職員をもって充てる。

（倫理監督者の責務等）

第7条 倫理監督者は、条例又はこの規則に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 職員の職務に係る倫理の保持及び公正な職務の執行に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

- (2) 任命権者を助け、服務規律の維持に努めること。

- 2 倫理監督者は、他の職員に、条例又はこの規則に定めるその職務の一部を行わせることができる。

（要望等の記録事項）

第8条 条例第9条第1項前段の規定により要望等の記録を作成するときは、次に掲げる

事項を記録するものとする。ただし、法令等の規定に基づき当該要望等を記録するとき
は、この限りでない。

- (1) 要望等を受けた日
- (2) 要望等を受けた方法
- (3) 要望等を受けた場所
- (4) 要望等を行ったものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地
並びに法人その他の団体にあつては要望等を行った者の所属する部署の名称、役職名
及び氏名
- (5) 要望等を受けた職員の所属、職名及び氏名
- (6) 要望等の件名及び内容
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要望等を記録するため必要な事項

2 職員は、要望等を受けるに当たり、当該要望等を正確に記録するため必要があると認
めるときは、当該要望等の内容を録音し、又は録画することができる。この場合におい
て、職員は、録音又は録画をする緊急の必要がある場合を除き、要望を行う者に対し、
録音又は録画をする旨を告げるよう努めるものとする。

(要望等の報告)

第9条 条例第10条の規定による記録等の報告は、当該記録（当該要望等が書面により行
われた場合にあっては、当該書面）を順次上級職員を経て提出することにより行うもの
とする。

2 職員は、前項の規定により報告を行う際、当該要望等に係る記録又は書面の写しをそ
の所属する局等の長に提出するものとする。

3 職員は、第1項の規定により報告を行った場合で当該報告に係る要望等が不当要求行
為等に該当すると思料するときは、当該要望等に係る記録又は書面の写しを総務局長に
提出するものとする。

(姫路市職員倫理審査会の委員)

第10条 姫路市職員倫理審査会（以下「審査会」という。）の委員で条例第13条第3項に
規定する職員の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律
又は社会に関する識見を有する者は、弁護士、公認会計士、税理士、大学教授その他市
長が適任と認めた者とする。

(審査会の会長)

第11条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第12条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審査会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(審査会の庶務)

第13条 審査会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 第4条及び第5条の規定は、施行日以後の行為について適用し、同日前の行為については適用しない。

(審査会の会議の招集に関する特例)

- 3 最初に招集される審査会の会議は、第12条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成27年3月24日規則第20号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規則第12号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。